

令和7年度 西明石駅南線ほか地歴調査業務委託

設計書

(当初設計)

業務番号

業務名

履行場所 西明石南町二丁目、三丁目地内

工種

総括情報表

単価適用年月日	0-07.08.01(0)		
旅費交通費率計上	今回 02 自動率計上しない	前回	

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
<div style="display: flex; border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> 土壤・地下水 汚染調査費 </div>						
地歴調査						
共通						
打合せ等						
資料調査	1		式			工種 第0001号明細表
資料調査						
資料調査						
聴取調査	1		式			工種 第0002号明細表
聴取調査						
聴取調査						
現地調査	1		式			工種 第0003号明細表
現地調査						

工事費内訳書

頁0-0003/0014

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
現地調査						
	1		式			工種 第0004号明細表
考察・報告書作成等						
考察・報告書作成等						
	1		式			工種 第0005号明細表
直接費計（率指定なし）						
電子成果品作成費（その他設計業務）						
			式			
紙媒体による成果品作成費						
	1		式			
その他原価						
			式			
業務原価						
一般管理費等						
			式			

特記仕様書

(西明石駅南線ほか地歴調査業務委託)

1 適用範囲

- ① 本特記仕様書は、明石市（以下「発注者」という。）が実施する「西明石駅南線ほか地歴調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。
- ② 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）令和4年8月」（環境省 水・大気環境局 水環境課土壤環境室）（以下「ガイドライン」という。）、「委託業務関係共通仕様書（令和6年10月改定）」（兵庫県県土整備部）を準用するものとし、これらに定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により定めるものとする。

2 業務目的

本業務は、東播都市計画道路事業西明石駅南線において、土壤汚染対策法に基づき、土地の地歴調査を実施し、土壤汚染のおそれの把握及び分類を行うことを目的とする。

3 業務概要

- 1) 委託名称 西明石駅南線ほか地歴調査業務委託
- 2) 業務箇所 明石市西明石南町二丁目、三丁目地内（位置図参照）
- 3) 業務内容

(1) 資料調査	1式
(2) 聴取調査	1式
(3) 現地調査	1式
(4) 考察・報告書作成等	1式
- 4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

4 法令遵守の義務

受注者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守しなければならない。

5 業務内容

1) 資料調査

調査対象地について、住宅地図、土壤汚染調査の実施資料、既往の調査結果等

により、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況等の土壌汚染のおそれを推定するための情報把握を行うものとする。

なお、資料調査において入手・把握する資料は、ガイドラインの「Appendix-19. 資料調査において入手・把握する資料（参考例）」を参照するものとする。

2) 聴取調査

調査対象地の所有者又は施設の設置者等の事情に詳しい関係者へ過去の土地利用履歴の聞き取り調査を行うものとする。また、必要に応じて、本市の環境担当部局に対しても対象地に関する環境情報の聴取調査を行うものとする。

3) 現地調査

資料調査・聴取調査結果と現況との整合を確認するとともに、調査対象地の地形の状況、土地の現況、汚染の可能性のある利用状況等の調査を行うものとする。

4) 考察・報告書作成等

資料調査、聴取調査、現地調査で収集した情報を取りまとめるとともに、調査結果をもとに土壌汚染のおそれの区分の分類を行い、汚染のおそれがあると認められる場合には、特定有害物質の種類ごとに土壌汚染のおそれの区分の分類図を作成するものとする。

6 打合せ

本業務においては、発注者と着手前、中間、調査後の計3回を予定している。また、行政担当者及び関係機関との打合せも含んでいる。

なお、受注者は、本業務における打合せ及び協議した事項について、その内容を記録し、発注者に提出するものとする。

7 提出書類等

受注者は、業務着手に際して発注者と十分な打合せを行い、以下に示す書類を提出期限内に提出しなければならない。

- (1) 着手届・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約締結後10日以内
- (2) 主任技術者届及び経歴書・・・・・・・・契約締結後速やかに
- (3) 管理技術者届及び経歴書・・・・・・・・契約締結後速やかに
- (4) 業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・契約締結後14日以内
- (5) 業務工程表・・・・・・・・・・・・・・・・契約締結後7日以内

8 成果品

受注者は、下記に示す成果品を作成し、発注者に納品するものとする。

- (1) 調査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・2部（A4版ファイルとじ）
- (2) 調査報告書データ・・・・・・・・・・・・2部（CD-R、報告書へ添付）

(3) 打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・ 2部

(4) その他発注者が必要と認めた資料・・ 1式

なお、納入した成果品は、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。

9 検査及び完了

本業務は、成果品を納入する際には、調査報告書を提出するものとし、成果品の検査合格をもって完了とする。

ただし、本業務完了後といえども、過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、速やかに成果品の修正等を行わなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

10 貸与資料

本業務の実施に必要な発注者が所有する関係資料を受注者に貸与する。

受注者は貸与資料について、破損、滅失、盗難等の事故が無いよう十分注意して取扱い、事故があった場合には受注者の負担により復旧するものとする。

また、貸与資料は本業務遂行以外の目的に使用してはならず、業務完了後は速やかに返納するものとする。

11 その他

(1) 受注者は、発注者と連絡を密にし、意思の疎通を図るよう心掛けなければならない。

(2) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。

(3) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

令和 7年度
西明石駅南線ほか地歴調査業務委託
数量計算書

